

木津川市規則第27号

木津川市地下水採取の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市地下水採取の適正化に関する条例（令和3年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 条例第4条の規定による申請は、地下水保全に支障を及ぼすおそれがない範囲かつ次条の取水基準に適合しているときでなければ、許可しないものとする。

(取水基準)

第3条 条例第5条の規則で定める取水基準は、別表のとおりとする。

(申請、届出書等の様式及び身分証明書)

第4条 次の各号に掲げる申請等は、それぞれ当該各号に定める様式により行わなければならない。

- (1) 条例第4条の規定による提出
 - ア 揚水施設設置申請書（別記様式第1号）
 - イ 揚水施設変更申請書（別記様式第2号）
- (2) 条例第6条の規定による通知
 - ア 揚水施設設置・変更許可通知書（別記様式第3号）
 - イ 揚水施設設置・変更不許可通知書（別記様式第4号）
- (3) 条例第7条の規定による届出 揚水施設設置・変更完了届出書（別記様式第5号）
- (4) 条例第8条の規定による届出 設置者氏名等変更届出書（別記様式第6号）
- (5) 条例第9条の規定による届出 揚水施設休止等届出書（別記様式第7号）
- (6) 条例第10条第2項の規定による報告 取水量等報告書（別記様式第8号）

(7) 条例附則第3項の規定による届出 既存施設設置届出書 (別記様式第9号)

(8) 条例附則第4項の規定による理由書 測定機器等の設置が困難な理由書
(別記様式第10号)

2 条例第14条第2項の証明書は、木津川市職員服務規程 (平成19年木津川市訓令第17号) 第6条の職員証とする。

(審査委員会)

第5条 市長は、条例第6条の規定に基づく申請の審査その他条例の施行に関し必要な事項を調査し、及び審議するため、地下水採取審査委員会 (以下「委員会」という。) を置くことができる。

2 委員会は、委員長及び委員若干人をもって構成する。

3 委員長は、副市長をもって充て、委員は、市職員の中から市長が任命する。

4 議事手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(違反者の公表)

第6条 条例第16条の規定による公表は、市民に広く周知する方法により行うものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

別表 取水基準 (第3条関係)

区分	揚水施設の新設	揚水施設の変更
揚水機の吐出口の断面積	123cm ² 以下 (口径125mm以下)	廃止井戸の揚水機の吐出口断面積以下
スクリーンの位置	120m以深の部分	廃止井戸のスクリーン上限より深い部分
井戸間隔	新旧の井戸の深度の和に相当	適用除外 (ただし、同一敷地内)

	する距離以上	に限る。)
取水量	1日当たり1,800m ³ 以下	廃止井戸の取水量以下
ケーシング口径	口径300mm以下	廃止井戸のケーシング口径以下